

# 世界遺産 吉野熊野国立公園 情報コンテンツ作成業務委託 仕様書

1 業務名称 世界遺産 吉野熊野国立公園 情報コンテンツ作成業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

天川村の洞川地区は世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の主要な構成資産である「大峰山寺」や「大峯奥駈道」があり、人が歩く道が世界遺産に指定されている。修験道は神仏習合（神様、仏様を分けない）という寛容性の高い宗教であり、また「一木一草に魂が宿る」という考えが太古から浸透しており、更には広範囲に渡り太古からの自然が残されていることで、それが我が国を代表する景観であるとして「吉野熊野国立公園」に指定されている経緯がある。

「世界遺産」、「国立公園」という歴史・文化・自然が融合した世界的に見ても貴重な場所があることを令和5年度に新築される「洞川温泉ビジターセンター」を通じて広くPRし、天川村の経てきた歴史的文化的な立ち位置を活かして修験道体験（文化体験）と、太古の自然を巡る（自然体験）事を通してこの地域の素晴らしさを多くの方に知って頂き、体験をテーマに関係人口を増やすことを目的とする。

## 3 業務委託期間

委託契約締結日 ～ 令和6年3月25日まで

## 4 委託料上限額（予算額）

金 16,225,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

### ① 世界遺産 吉野熊野国立公園立体MAP（立体模型）作成

拠点施設から簡単に周辺を散策するマップに終わることのないよう、天川村の貴重な観光資源でありながら活かされていない世界遺産及び吉野熊野国立公園の積極的な紹介を行うことのできる立体MAPの作成を行う。

※成果品は、令和5年度新築予定の洞川温泉ビジターセンター内に展示を想定しているため、提案書には施設平面図（参考資料③）を活用し、配置場所、寸法等の仕様についても触れること。

### ② 体験コンテンツの作成

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成施設である修験道の聖地「大峯山（山上ヶ岳）」及び大峰山寺に関する情報発信が不足している。確実な情報提供と通常体験できない本格的な修験道体験メニューを作成する。また、この体験コンテンツはオーダーメイドツアーを想定していることから、大峯山洞川温泉観光協会と奈良県ビジターズビューローと共にPRから体験実施まで行うことを想定している。

※このツアーの発着点は令和5年度新築予定の洞川温泉ビジターセンターを想定しているため、提案書作成時には留意すること。

### ③ 外国語対応HPの作成

本村の公式HPにはインバウンド対応のHPがなく、外国人に対して前項の体験コンテンツを含めた世界遺産 吉野熊野国立公園のPRを行うため作成する。また、HP上には、文化的体験、自然体験をPRするための動画を作成し、配信を行うことも想定している。更にインバウンド対応のHP作成の際に、本村には国内向けの写真しか存在しないため、外国人目線の写真撮影を行い、HP上で使用することとする。

## 6 定例及び随時のミーティングの開催

月1回程度、定例ミーティングを行うとともに、必要に応じて随時のミーティングを行い、月次での進捗報告及び課題の共有、本業務における重要事項の検討を行うこととする。また、議事録を作成の上、天川村に報告を行うこととする。

## 7 その他

- (1) 個人情報の保護の重要性を認識し、天川村個人情報保護法施行条例(令和5年3月10日天川村条例第1号)(参考資料①)や個人情報に関するその他法令を遵守すること。
- (2) 本事業の実施で得られた成果物、情報(個人情報含む)等については、天川村に帰属するものとする。
- (3) 本事業において、受託者が作成したデータやイラスト等の著作権は天川村に帰属するものとし、使用期間や使用方法に制限のあるものの使用は認めない。
- (4) 全部を一括して、又は主たる部分の再委託を禁止することとし、必要がある場合は天川村と協議するものとする。
- (5) その他、事業の実施に際しては天川村の指示に従うこと。
- (6) その他詳細については、天川村と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (7) 本事業中に知り得た事項を他に漏らさないこと。

## 8 成果物

5の業務内容に規定する納品物の他、本事業の契約完了日までに下記の成果物を本村に提出すること。  
なお、成果物については、紙媒体及びデータ(Word・Excel・PowerPoint・PDF等)により納品するものとする。

- ・事業実績報告書(提出期限:令和6年3月25日)